

2024年5月24日

各 位

会 社 名 株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
代 表 者 名 代表取締役社長 岩瀬 賢治
(コード番号：4331 東証プライム)
本 店 所 在 地 東京都品川区東品川二丁目3番12号
問 合 せ 先 執行役員経営管理本部長 若林 達二
TEL：03-3471-6806

定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の当社第26回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議するとともに、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、「補欠監査役1名選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

①第一種優先株式及び第二種優先株式その発行済株式の全部を取得及び消却したことから、第一種優先株式及び第二種優先株式に関する規定を削除するものです。

②補欠監査役に関する規定の新設

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日 2024年6月26日（予定）

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役選任の理由

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

(2) 補欠監査役候補者（2024年6月26日開催予定の定時株主総会において決定）

氏名 (生年月日)	略歴
田村 香代 (1977年8月3日生)	2005年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 2005年10月 田島正広法律事務所 2009年11月 辻誠法律事務所（現任） 2011年4月 東京弁護士会調査室嘱託 2018年4月 東京家庭裁判所家事調停委員（現任） 2019年1月 東京地方裁判所借地借家法等鑑定委員（現任） 2021年4月 東京弁護士会常議員

<別紙>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、24,912,000株とし、<u>各種類の株式の発行可能種類株式総数は、普通株式24,912,000株、第一種優先株式2,000株、第二種優先株式1,000株とする。</u></p>	<p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、24,912,000株とする。</p>
<p>(単元株式数) 第7条 当社の<u>普通株式の単元株式数は100株とし、第一種優先株式及び第二種優先株式の単元株式数は1株とする。</u></p>	<p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、<u>100株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>第2章の2 優先株式</u> (<u>第一種優先株式</u>) 第12条の2 当社の発行する第一種優先株式の内容は次のとおりとする。 <u>1～11 (条文省略)</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除) (削除)</p>
<p>(<u>第二種優先株式</u>) 第12条の3 当社の発行する第二種優先株式の内容は次のとおりとする。 <u>1～11 (条文省略)</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(<u>種類株主総会</u>) 第18条の2 第13条の規定は、<u>定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主の決議を必要とする場合における当該種類株主総会に準用する。</u> ② 第15条、第17条及び第18条の規定は、<u>種類株主総会にこれを準用する。</u> ③ 第16条第1項の規定は、<u>会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u></p>	<p style="text-align: right;">(削除)</p>

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任) 第 3 0 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(任期) 第 3 1 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(選任) 第 3 0 条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p>③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>(任期) 第 3 1 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <u>但し、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。</u></p>

以上